

令和5年度 保育施設等の利用に係る現況届について

令和6年度も保育施設の継続利用を希望する方は現況届の提出が必要です！

日頃より、町の保育行政にご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月31日時点で八重瀬町認可保育園・こども園を利用している児童は保育施設の利用条件である「保育の必要性」の確認、また、令和6年度の利用希望確認の資料として、次とおり「令和5年度 現況届」の申請をお願いいたします。なお、現5歳児クラスの児童は申請不要です。

1 申請方法

オンライン申請

※必ず「令和6年度 八重瀬町認可保育園・こども園募集案内」をお読みになってから申請をお願いします。

・やむを得ない事情によりオンライン申請ができない場合は、申請に必要な書類をご準備の上児童家庭課の窓口で申請してください。来課が難しい場合はご相談ください。

2 申請に必要な書類等

・同意書 ・確認表 ・保護者の「保育が必要な理由」を証明する書類

※ 募集案内のP5をご覧ください

※ 提出した書類の原本は必ず保管をお願いします。原本の提出を求める場合があります。

3 申請期間 令和5年10月2日（月）～令和5年10月31日（火） 厳守

・現況届が未提出の方は、保育の要件が確認できないため、令和5年11月30日で退所となります。

裏面をご確認ください↪

4 退所予定者について

- ・令和5年11月30日までに退所する予定の方は、申請期間内に「退所届」を児童家庭課へご提出ください。「現況届」の申請は不要です。
- ・令和5年12月1日～令和6年3月31日までに退所する予定の方は「現況届」と合わせて「退所届」の提出をお願いします。

5 小規模保育園の2歳児クラスを利用の児童について

- ・卒園後は住所地のこども園への入園となります。住所地のこども園以外の園の利用を希望する場合は新規での利用申し込みをお願いします。

6 転園の希望について

- ・下記の理由に該当する児童は令和6年4月1日からの転園の希望を受け付けます。希望者は「転園希望届」の提出をお願いします。下記の理由に該当しない場合は新規での申し込みをお願いします。
なお、希望園に空きがない場合は在園施設を継続利用となります。

転園を希望する理由

- ① きょうだい児が別の園に在園しており、同じ園への転園を希望する。
- ② 住所地のこども園への転園を希望する【令和6年度3～5歳児クラスのみ】
- ③ 住所地と違う地区の園に通っているため地区の園へ転園を希望する【令和6年度1～2歳児クラスのみ】※ 地区については転園希望届を確認ください。

7 留意点

- ・現況届で申請した保護者の状況により、11月より要件及び保育時間が変更となる場合があります。

問い合わせ先

八重瀬町 児童家庭課

TEL : 098-998-7163